

関東御領陸奥国好島荘における領域支配の展開

前田 英之

はじめに

本稿は、陸奥国好島荘を素材に、関東御領における領域支配のあり方について具体化することを課題とする。

好島荘の立荘や成立過程を明示した史料は残されていないが、「飯野八幡宮縁起注進状」(以下、「縁起」)^①を紐解くことで、鎌倉前期に好島荘の支配体制が整備された経緯についてはおおよそ復元できる。「縁起」によると、文治二年(一一八六)に石清水社から御正躰を奉じて飯野八幡宮が創建され、同五年の奥州合戦での勲功により、預所職に千葉常胤、地頭職に在来領主の岩城清隆、飯野八幡宮別当職に清隆の嫡男師隆がそれぞれ補任されたという。^②行論の都合、以後の推移についても「縁起」に依拠してまとめておくと、正治二年(一一〇〇)に常胤四男の大須賀胤信が預所職を継いだ後、承元二年(一一〇八)に好島荘は東西に分離し、東荘預所職は胤信長男の通信に、西荘預所職は胤信四男の胤村へと相続される。これ以降、東荘預所職は引き続き大須賀氏により継承された。その一方で、西荘預所職は三浦義村・資村父子が獲得するが、宝治合戦(一二四七)で三浦氏が敗れると、吏僚層の有力御家人伊賀光宗が預所職に補任され、鎌倉期を通じて伊賀氏が相伝することとなる。

預所伊賀氏の好島荘における動きについては、嘉暦二年(一一三二七)に西荘預所職を相続した盛光の時期のものを多く含む文書群(以下、『飯野家文書』と呼称)^③が伝来し、その調査が進んだことをうけて、研究が蓄積されてきた。永原慶二氏は、公的・制度的な伊賀氏の支配と私的・実力的な地頭岩城氏の支配とを「二つの道」と評し、岩城氏の優位を主

張した。^④これに対して山崎勇氏・松井茂氏は、伊賀氏が幕府・北条得宗家の保護を背景に所領を拡大して荘支配を展開したことを論じた。^⑤さらに近年、伊賀氏が一部の村で地頭職を兼帯し、排他的な支配地を創出したとする永原氏以来の通説的理解が見直され、預所・地頭が併存して重層的支配体系の下で一定の秩序をもって荘務を担当したことが鎌倉佐保氏により明らかにされている。^⑥

好島荘が本所Ⅱ石清水社、領家Ⅱ鎌倉幕府の関東御領として成立したことは、佐々木慶市氏・松井茂氏・大石直正氏らにより早くから指摘されてきた。^⑦石清水社領であったのは建武年間の一時期のみで、鎌倉期に石清水社への年貢進納はなく南北朝期に石清水社領として再興されたとの見解もあるが、^⑧近年の鍛代敏雄氏の研究により鎌倉後期に西荘預所伊賀氏から石清水社への年貢弁済があったことが確認されている。^⑨本稿でもこれに従い、好島荘を本所Ⅱ石清水社、領家Ⅱ鎌倉幕府の関東御領として検討を進めたい。

将軍家が本家(本所)あるいは領家として支配した関東御領は、幕府が荘園制に依拠し、荘園制を守護した権力と捉え直される中で、^⑩特に關心が向けられることとなった。多くの関東御領を検出して研究の基礎を築いた石井進氏は、検出作業の結論として関東御領を以下の四つのタイプに類型した。^⑪

〈a型〉領家Ⅱ関東御領、預所・地頭Ⅱ御家人型(預所・地頭兼帯)。

〈b型〉領家Ⅱ関東御領、預所Ⅱ御家人、地頭Ⅱ御家人型(預所・地頭別補)。

〈c型〉領家・地頭Ⅱ関東御領、給主型。

〈d型〉地頭Ⅱ関東御分、給主型。

石井氏の研究をうけた寛雅博氏は、〈b型〉について、幕府の方針のもと幕府補任の預所から地頭（根本領主）に圧迫が加えられた結果、〈a型〉預所・地頭両職兼帯への切り替えが進んだと論じた。⁽¹³⁾ また、石井氏が今後の課題としていた〈d型〉については、地頭闕所時に限定的な給付であることを指摘した。⁽¹⁴⁾

寛氏の研究のうち、本稿で検討の対象としたのは〈b型〉関東御領についてである。というのも、在来領主である地頭への圧迫は、関東御領の荘園制的支配体系を機能停止させる可能性を孕んだと考えるからである。好島荘は、預所Ⅱ幕府有力御家人、地頭Ⅱ現地の御家人が補任され、預所・地頭別補の〈b型〉に該当する。そこで本稿では、好島荘の収取体系や領域支配の展開をできる限り復元し、預所・地頭が併存した条件下での荘務の運営実態を浮き彫りにすることを試みる。これにより、関東御領における預所・地頭の関係についての一事例を提示することを目指す。

なお、冒頭で触れた通り、好島荘の支配体制が整備されたのは文治年間と見るのが通説的理解になっている。確かに好島荘の成立における文治年間の画期は疑うべくもないが、荘域の画定を契機とする領域支配の進展については別に検討する余地がある⁽¹⁵⁾と考える。本稿では、好島荘における預所・地頭併存のもとでの収納業務のあり方に考察を加える中で、あわせてこの問題にもアプローチすることにした。

第一章 好島荘の収取と預所伊賀氏

第一節 本所年貢

本章では、鎌倉期における好島荘の収取について、事実関係をおさえていくことにしたい。まずは、本所石清水社への年貢（本所年貢）納入から検討する。

元久元年（一二〇四）に飯野八幡宮の造営が始まったことを契機に、好島荘では田地目録が作成された。⁽¹⁶⁾ この目録は、当時の預所大須賀胤信

【表1】元久元年（1204）好島荘田地目録

	定田		本免		新免		
	田数	区分	田数	区分	田数	区分	
本田	268町2段7合	塩二明神	15段	飯野八幡宮関係	散仕	6段	荘官・手工業者ら
新田	29町3段4合	鎌倉明神	1丁	"	雑仕給田	3段	"
		大折寺大般若	3丁	"	紙師	3段	"
		神宮寺	5丁	"	小清次（散仕）	5段	"
		御供田	14丁7段	"	紀平次（散仕）	5段	"
		大般若衆6人	9丁	"	摺師5人	2丁5段	"
		仁王講衆6人	9丁	"	中四郎	5段	"
		東執行	3丁	"	源藤	5段	"
		西執行	3丁	"	紀平次	5段	"
		専当2人	1丁	"	近藤	5段	"
		承仕2人	1丁	"	入道殿（岩城清隆）	20丁	地頭給田
		宮司	2丁	"	新田太郎（岩城師隆）	10丁	"
		宮介	2丁	"	好島三郎	10丁	"
		大位禰宜	2丁	"	深澤三郎	10丁	"
		大祝	1丁	"	千倉三郎	5丁	"
		詔師	1丁	"	片寄三郎	8丁	"
		八女8人	8丁	"	大森三郎	10丁	"
		禰宜12人	6丁	"	戸田三郎	10丁	"
		荷拳（鷲興）丁6人	3丁	"	田戸次郎	10丁	"
		立行事2人	1丁	"	大高三郎	10丁	"
		相人6人	3丁	"			
		預所給田	10丁	荘官給田			
		惣追捕使	3丁	"			
		検非違使	2丁	"			
		郡司給田	10丁	"			
		公文給田	5丁	"			
		夫領	3丁	"			
計	定田：297丁6段1合		本免田：107丁7段 (八幡宮関係：78丁2段、荘官給田：33丁)		新免田：118丁1段8合 (八幡宮関係：6丁7段、地頭給田：103丁)		

総田数 518丁5段1合

・典拠：元久1年（1204）9月10日「好島荘田地目録注進状案」（飯野家文書175、『鎌倉遺文』1480号）。

・作成にあたり、佐々木慶一「関東御領陸奥国好嶋荘」を参照した。

【表2】正和3年（1314）好島村田地目録

定田		免田	
—	田数	—	田数
得田	3町9段9合12步	除田	4町4段6合
※片折	2町6段3合	: 内訳	大折寺 2町
			塩明神 5段
荒廃田	3町8段1合18步		供僧田 6段1合
: 内訳	川成 1段8合		命婦田 1町
	江代 2段7合		調帛田 1段
	定免 3合		申口 1段
	岡成 1段6合		燈油田 1段5合
	不作 3段	人給田	8町6段6合6步
	損田 3町1段半	: 地頭給	4町8段
		名主	1町
		郡司給	1町3段
		公文給	5段
		定使給	4段
		□ (土+完) 飯田	6段6合6步
計	定田: 7町8段30步	免田: 13町1段2合6步	

⇒ 総田数: 20町9段3合 ※「荒野打引」 (= 預所開発地) は除いた田数

・典拠: 正和4年（1315）2月15日「好島田検注目録注進状案」(飯野家文書177)

(千葉常胤四男) による検注をもとに作成されており、八幡宮の造営経費分配を理由に預所によって荘内の田数が把握されたものと指摘されている。⁽¹⁷⁾ これによると、好島荘には、「本免」約一〇七町(飯野八幡宮関係免田・預所ほか荘官免田)と「新免」約一一八町(地頭・荘官・手工業者らの免田)が設定され、以上の免田を除いた課税対象地「定田」が約二九七町あり、総田数は五〇〇町を超える計算になる(表1参照)。これらの定田・免田、預所・地頭の支配地や開発地などが荘内の村々に散在していたことは、正和三年(一三一四)に預所検注により作成された西荘好島田の検田目録に記載された田地編成から明らかである(表2)

参照)。⁽¹⁸⁾ 好島田は、地頭好島泰隆の所領であったが、その中に預所開発地である久枝名(「荒野打引」)や八幡宮関係の除田、各種の人給田などが設定されていた。好島荘における鎌倉初期の再編は、いわゆる「片寄」(肥後国健軍社領・甲佐社領などで指摘されている)⁽¹⁹⁾ のような地域や下地を切り分けるようなものではなく、荘域内は複雑なままに構成されていたことを確認して議論を進めることにしたい。⁽²⁰⁾

その後、好島荘での惣検は「預所代一度」と、預所の代替りごとに実施されたと見られる。同じく石清水社領であった播磨国松原別宮では、石清水社(当時、別相伝していた壇妙清)が惣検を指示していたことを勘案すれば、⁽²¹⁾ 好島荘は領家幕府及び預所に荘務権が所在したと見て相違なからう。

荘務権が幕府に所在したことから、鎌倉期には石清水社への年貢進納はなかったとする見解があったことは既に言及した。これに対して近年、好島荘と本所石清水社との関係について論じた鍛代敏雄氏は、『飯野家文書』に残された以下の年貢請取状に注目した。⁽²²⁾

請取 好島西方用途事、
合式拾陸貫伍百五十文者、
右、所請取如件、
嘉暦元年十二月廿八日
法印(花押)

『史料纂集』『定本飯野家文書』に「法印某請取状」として収録された右の文書について、鍛代氏は署名の花押を当時石清水社検校職の地位にあった壇朝清が据えたものと比定し、引用文書は嘉暦元年(一三二六)十二月に石清水検校から好島西荘預所伊賀光貞に宛てて年貢二六貫五五〇文を受領したことを伝えた年貢請取状だと位置づけた。従うべき見解であろう。『飯野家文書』に石清水検校から送付された請取状原本が残

ったことから判断して、預所伊賀氏が石清水社に本所年貢を弁済して、⁽²³⁾と見て相違なからう。

右に引用したものと同内容の年貢請取状は、『飯野家文書』の中に嘉暦二年十二月二十三日付・同三年九月二十日付の書状が残されており、これらについても鍛代氏により花押に検討が加えられ、石清水検校善法寺通清のものと比定されている。⁽²⁴⁾すなわち、検校職が壇下善法寺に交代したことにともない、本所年貢の弁済先が変更されていることが判明する。以上より、鎌倉期の好島荘は、幕府が荘務権を所有する関東御領でありながら、一方で石清水社を本所とし特に石清水検校職に紐付いた渡領としての社務領⁽²⁵⁾であったことが明らかになった。

では、ここまで検討してきた本所年貢は、どのような手続きを経て石清水社に収納されたのか。請取状が『飯野家文書』として伝来したことから明らかのように、年貢は預所伊賀氏から石清水社に弁済されたものと見られる。次節では、幕府に弁済された領家年貢（「関東御年貢」）とあわせて、預所が担った収納業務について具体化していくことにする。

第二節 「関東御年貢」

宝治元年（一二四七）十二月、いわゆる宝治合戦で三浦氏が滅んだことをうけて、伊賀光宗が好島荘預所職に補任された。その後、預所から幕府政所への弁済内容について、以下のような規定がなされた。⁽²⁶⁾

陸奥国好島庄預所職事、所被_レ仰付_一也、但御公事連々之間、為_レ休_二諸人愁_一、為_レ此所役_一、毎年帖絹式佰疋、無_レ懈怠_一可_レ被_レ沙汰_二政所_一之由候也、可_レ被_レ存_二其旨_一、仍執達如_レ件、

宝治元年十二月廿六日

左近将監（花押）
相模守（花押）

伊賀式部入道殿

右の関東御教書について、佐々木慶市氏・清水亮氏らは、それまでの「連々」たる関東御公事が、毎年帖絹二〇〇疋の領家年貢に一本化されたものと解釈した。⁽²⁷⁾首肯すべき理解であろう。この領家年貢（後掲史料では「関東御年貢」と表記）の収納状況をより具体化できるのが、預所伊賀光泰と地頭好島泰隆の相論に際して文永六年（一二六九）十二月十二日に発給された関東下知状に載る預所の訴えに関する記述である。⁽²⁸⁾

一 荒野所当事

右、訴陳之趣子細雖_レ多、所詮如_レ建保三年十二月廿二日政所下文_一者、開_レ發_二常々荒野_一、為_レ地頭別名_一、三ヶ年以後免_レ除_二雜公事_一、可_レ弁_レ濟_二町別所_一准布拾段_一之由載_レ之、而地頭所_レ開_レ發_二之荒野_一參町也、宝治以降所_レ可_レ弁_レ濟_一之由、光泰令_レ申_二之_一、可_レ為_レ地頭別名_一之旨、被_レ載_二下文_一之間、預所不_レ可_レ相_レ綺_二之由_一、泰隆准_レ申_二之_一、三ヶ年以後、可_レ弁_レ所_レ可_レ相_レ綺_一之由、加之於_レ當庄_一者、宝治以後被_レ宛_レ召_レ開_レ東御年貢_一之間、重役之地也、何_レ可_レ令_レ抑_レ留_二有限之所_一哉、早_レ為_レ地頭之沙汰_一可_レ令_レ弁_レ濟_一也矣、

（引用史料中の傍線は筆者による。以下、全て同じ）

建保三年（一二一五）の政所下文にて、地頭が「常々荒野」を開発した「地頭別名」（二章後述）では、三年間は所当・雑公事が免除されるが、三年目以降は雑公事のみを免除、所当（町別准布一〇段）は弁済せよと命じられた。それにもかかわらず、地頭の未進があったと預所は訴えている。鎌倉幕府追加法四四条には、「一 預所檢注以後、地頭耕作田事、_一として「右、預所重不_レ遂_二檢注_一之以前者、可_レ取_レ所_レ可_レ相_レ綺_一之由、預所申旨、頗無_レ其謂_二歟_一、然而地頭令_レ和_レ与_一、於_レ令_レ濟_二減斗代所_一者、不_レ及_二子細_一歟、但自_レ本所_一遂_二有限_一檢注_一時者、可_レ為_レ公田_一也、地頭令_レ進_二止_一否事者、可_レ依_レ本所_一和_レ与_一也」と、地頭開發地について、次回の預所檢注までの期間、地頭は減額された「斗代所当」を弁済すること、本所に

よる検注後は「公田」(ここでは定田を意味)⁽³⁰⁾とし、地頭の進止とするか否かは本所との折衝によるべきとの規定がなされている。右の好島荘における幕府の裁許は、地頭による開発に際しての基本方針に基づいたものであったことを確認しておきたい。

預所の訴えから明らかのように、好島荘では、幕府に弁済される所当・関東御公事は荘内の地頭らに分配して賦課されていた。地頭は分配された所当・雑公事を徴収し、預所の許に弁済する役割を担った。預所は、荘内の収納物を幕府政所に進納していたが、引用史料の通り、宝治元年以降、所当・関東御公事は「関東御年貢」に一本化された。前節で検討した石清水社への本所年貢も、こうして預所の許に収斂された収取物の中から進納されたと見て相違なかるう。

荘内の収取物は、預所が荘内に設置した「飯野政所」に集められていた。⁽³¹⁾以下に引用したのは、徳治二年(一三〇七)西荘東目村での預所伊賀頼泰と地頭岩城隆衡との相論に際して作成された和与状である。⁽³²⁾

和与

陸奥国岩城郡好島西庄内東目村地頭岩城小次郎隆衡与_{伊賀}預所式部右衛門尉頼泰_{伊賀}相論所務以下事、

右、預所背_{伊賀}先例_{伊賀}、致_{伊賀}非法狼籍_{伊賀}之間、雖_{伊賀}及_{伊賀}上訴_{伊賀}、以_{伊賀}和与之

儀_{伊賀}止_{伊賀}訴訟_{伊賀}、両方預_{伊賀}御下知_{伊賀}之處、相互申_{伊賀}子細_{伊賀}、亦番_{伊賀}訴陳_{伊賀}、

度々雖_{伊賀}遂_{伊賀}問答_{伊賀}、所詮重令_{伊賀}和与_{伊賀}之上者、自今以後令_{伊賀}停_{伊賀}止_{伊賀}以前

條々沙汰_{伊賀}畢_{伊賀}、然則除_{伊賀}預所名久枝田畠_{伊賀}・在家等_{伊賀}、於_{伊賀}東目村下地以

下所務_{伊賀}者、止_{伊賀}預所綺_{伊賀}、避_{伊賀}与_{伊賀}于地頭_{伊賀}、然者為_{伊賀}地頭沙汰_{伊賀}、毎年

十二月廿日以前、可_{伊賀}運_{伊賀}上_{伊賀}佰陸拾貫文錢賃於飯野政所_{伊賀}也、若地頭

過_{伊賀}約末日限_{伊賀}、致_{伊賀}未進対捍_{伊賀}、預所亦相_{伊賀}綺_{伊賀}下地所務_{伊賀}者、云_{伊賀}地頭

一、云_{伊賀}預所_{伊賀}、就_{伊賀}和与違犯之仁_{伊賀}、可_{伊賀}被_{伊賀}行_{伊賀}御下知違背之罪科_{伊賀}之

状、如_{伊賀}件、

徳治二年(丁未)六月十三日

地頭隆衡(花押)

西荘東目村の所務をめぐり対立した預所伊賀頼泰と地頭岩城隆衡は、①東目村のうち預所名久枝(預所開発地を示す。二章後述)を除いた下地の所務は地頭が担うこと(傍線部)、②地頭は毎年十二月二十日以前に飯野政所へ年貢を進納すること、という条件で和与している。東目村地頭は、東目村の下地を支配し(但し預所名久枝を除く)、定田分の年貢を飯野政所に弁済することになっていた。なお、嘉暦三年(一三二七)には、地頭岩城隆衡から飯野政所へ進納されるべき「年貢毎年七十貫文」が未進であったとして、幕府が小山秀朝を使節として地頭の「催上」を指示したことが確認できる。⁽³³⁾地頭による未進が問題化した史料ではあるが、預所伊賀氏が設置した飯野政所に収納業務が収斂されるという相論の前提を照射するものとしてとりあげておきたい。

本章では、先行研究の成果に依拠しながら、好島西荘の本所年貢・「関東御年貢」に注目し、これらが預所伊賀氏により石清水社・幕府へ弁済されたこと、預所が設置した飯野政所に荘内の地頭からの年貢が進納されたことを確認してきた。以上より、好島荘内の収納業務が預所伊賀氏によつて一元的に差配された状況を具体化できたものと考えられる。

第二章 領域支配の展開と飯野八幡宮

第一節 荘域構成の複雑化

前章では、好島西荘の収納業務が預所伊賀氏のもとに一元化していたことを指摘した。好島荘内には、岩城氏ら立荘以前からの地域社会構成員が地頭に補任されていたが、預所は彼ら在来領主とどのように向き合い収納業務を一元化していったのか。本節では、鎌倉期に形成された開

発地に注目して検討したい。

まずは、先に一部を引用した文永六年（一二六九）関東下知状の続きを掲げる。⁽³⁴⁾

一 荒野打引事

右、両方雖申子細、所詮如光泰所進嘉禎二年四月七日御下知案者、陸奥国好嶋庄内荒野事、右件荒野者、預所大須賀左衛門尉通信承久三年雖給御下文、在京之間無其沙汰、近年欲励沙汰之处、地頭等称有往古之田代、令押妨云々者、於寛喜飢饉以後所令荒廢之本新田者、預所・地頭相共、為打引之所令耕作也、至其外常々荒野者、任承久御下文、通信早可開作云々、爰泰隆所領好嶋・浦田内公田数拾町荒廢之处、号不作、不濟所当之間、年貢闕怠之基也、且当庄東方預所通信、已給打引御下知之間、准彼例、光泰所申非無子細、然者於泰隆知行分公田荒廢跡者、相互為打引、可致其沙汰焉、

好島東荘の預所大須賀通信は、承久三年（一二二二）に荒野開発を認める「御下文」を賜った。但し、通信は在京していたため「近年」になって開発を進めようとしたところ（清水亮氏は、預所による開発の背景には寛喜の飢饉（一二三〇～一二三一）があったと指摘する）、⁽³⁵⁾地頭が荒野の中に「往古之田代」があると主張したため進まなかったという。嘉禎二年（一二三六）、東荘預所の訴えをうけた幕府は、寛喜の飢饉以後、荒廢した本新田は預所・地頭が「相共」に「打引」（ここでは再開発を意味）、⁽³⁶⁾その他の「常々荒野」は預所通信による「開作」との裁許を下した。この東荘での裁許に准じて、西荘においても、地頭好島泰隆が知行する好島田・浦田における「公田荒廢跡」について預所伊賀光泰・地頭の双方に「打引」を認める判決が下された。

幕府の裁許は、①預所に対し地頭知行地内で寛喜の飢饉以後に荒廢し

た公田の再開発、及び荒野の開発を認める、②地頭に対し知行地内の荒廢公田を再開発する従前までの権利を改めて認める、というものであった。重要なのは、既に鎌倉佐保氏が指摘した通り、これらの開発により職の秩序とは別次元で既存の枠組みの中に下地を区分する新たな所有が形成された点である。⁽³⁷⁾先に引用した同じ関東下知状の「一 荒野所当事」によると、地頭開発地は「地頭別名」とされ、幕府が「早為地頭之沙汰可令弁済也」と指示しており、預所は地頭別名には入部できず、賦課された年貢などは地頭の手で弁済されたことがわかる。鎌倉初期に荘域が画定した後に進められた開発・再開発により、好島荘の荘域構成は複雑化し、預所による領域支配も流動化する可能性を孕んでいたことを強調しておきたい。

では、荘域構成が複雑化する中で、預所伊賀氏は前章で論じた収納業務の一元化をどのようにして実現していたのだろうか。これを考える際に興味深いのが、預所によって開発された所領の行方である。

右に引用した関東下知状によると、地頭好島泰隆が領有した好島田には「泰隆所領好嶋・浦田内公田数拾町荒廢之处、号不作、不濟所当之間、年貢闕怠之基也」と、荒廢公田が所在した。地頭知行地内での再開発を認められた預所伊賀氏が実際に「打引」を行ったことは、正和三年（一二三四）に預所が実施した検注目録の好島田には「田数式拾町玖段三合内（除荒野打引定）」、⁽³⁸⁾浦田には「田数式拾町捌段三合内（除荒野打引久枝定）」と、⁽³⁹⁾両地に預所名の久枝が形成されたことから明らかである。預所による再開発地が久枝名として領有されたことは、西荘東目村（前章引用史料参照）などでも確認ができる。⁽⁴⁰⁾今注目したいのは、好島田の再開発地が「陸奥国岩城郡飯野八幡宮領同郡好島田打引」「相伝神領」⁽⁴¹⁾などの文言で表記され、飯野八幡宮領として確認できるようになる点である。好島田における打引地が飯野八幡宮領として領有さ

れた状況は、応安三年（一三七〇）に預所伊賀光政が地頭好島隆義に再開発地を引き渡すまで続いたと見られる。⁽⁴²⁾ また、十三世紀末に新たな預所支配地として登場する河中子・北目・新田・矢河子のうち、⁽⁴³⁾ 矢河子も飯野八幡宮に寄進されたことが確認できる。⁽⁴⁴⁾ 預所伊賀氏は、開発地を飯野八幡宮領として集積・領有していたのである。

飯野八幡宮を梶子に開発地への領域支配を強化する預所の基本方針は、鎌倉期以後も荘域構成が複雑化する中で地頭知行地に対しても作用していたと見られる。節を改めて、飯野八幡宮の造営役を素材に検証していきたい。

第二節 飯野八幡宮造営役

飯野八幡宮は、文治二年（一一八六）に石清水八幡宮から好島荘内に御正躰が勧進され、元久元年（一二〇四）に赤目崎見物岡に社殿が建立された（「縁起」）。その後、嘉暦三年（一三二八）・建武元年（一三三四）に幕府の指示で荘内に造営役が賦課されたことが確認できる。⁽⁴⁵⁾ また、建長五年（一二五三）に経所、⁽⁴⁶⁾ 文永六年（一二六九）・文永十一年・永仁五年（一二九七）に鳥居が建設された史料が『飯野家文書』に残る。好島荘域全体を対象に賦課されたこれらの造営役を検証することで、預所による領域支配についての考察を進めたい。

まず検討したいのが、永仁五年（一二九七）に西荘預所代覚乗が発給した西荘分の鳥居作料配分状である。⁽⁴⁷⁾

八幡宮御鳥居番匠作料厨雜事配分事、	
合	
百五十文	白米五升
百五十文	東目地頭分
百五十文	白米五升
好嶋地頭分	
三百文	白米六升
新田分	

百五十文 白米三升五合 今新田分
九十文 白米三升五合 小谷佐古分
三百六十文 白米四升五合 仏崎・矢河子
百卅文 白米三升 小嶋
右、来十三日以前、可有御沙汰之状如件、

永仁五年（丁酉）八月八日 覚乗

配分状によると、預所支配地の今新田・小谷佐古・仏崎、地頭が下地を支配して別納が認められていた東目村・好島田や、預所開発地の矢河子など、複雑化していた領有体系を超えて、西荘全域を対象に鳥居作料が賦課された点に気付く。これは東荘でも同様であり、文永十一年（一二七四）の鳥居作料は奈木・紙谷など寛喜の飢饉以降の開発地も対象に賦課されていた。⁽⁴⁸⁾ さらに興味深いのは、造営役の対捍に際しての預所の対応である。嘉暦三年（一三二八）、西荘預所伊賀盛光は地頭が造営役を対捍したことを幕府に訴えた。⁽⁴⁹⁾ これをうけて発給されたのが、以下の書状である。⁽⁵⁰⁾

陸奥国好島庄八幡宮造営事、領所伊賀三郎盛光重申状（三通）如_レ此、岩城小次郎・田富三郎・富田三郎背三召符一問、可_レ加_二催促_一之旨度々雖_二仰下_一、不_二叙用_一云々、招_二其咎_一歟、所詮不日可_レ被_レ申_二左右状_一、依_レ仰執達如_レ件、

嘉暦三年八月八日 沙弥（花押）

小山出羽入道殿

西荘東目村地頭岩城小次郎隆衡や東荘地頭田富三郎・同富田三郎隆隆が造営役を対捍したとする預所の訴えをうけた幕府は、小山宗朝を⁽⁵¹⁾使節として弁済の催促を命じている。西荘預所伊賀盛光は、荘の東西を問わず、地頭の対捍を訴えているのである。伊賀氏のこのような動きは、飯野八幡宮の別当職もしくはそれに准ずる地位を想定せねば理解できないもの

といえよう。⁽⁵²⁾ 建武元年の造営役注文に西荘預所伊賀盛光が「神主職」と記されたことはこれを裏づける。⁽⁵³⁾ 伊賀氏が西荘預所に補任されて以降、飯野八幡宮別当職の地位は東荘預所大須賀氏から伊賀氏へと移り、東西両荘への造営役賦課や八幡宮供僧職の補任を担うようになったと見られるのである。

右のうち、西荘東目村地頭岩城隆衡が催促の対象となった点にもう少し検討を加えたい。先に引用した史料の通り、地頭岩城氏は東目村を預所が入部できない別納地（預所名久枝を除く）として領有していた。⁽⁵⁵⁾ ところが、飯野八幡宮造営役の対捍を契機に、預所は使者の入部を訴え、幕府はその訴えを認めた。これと同様の動きは得宗領摂津国多田院でも確認でき、政所は地頭代・給主の「別納請所」に多田院造営役を賦課し、それまで政所の支配が及ばなかった地にも踏み込んだことが入間田宣夫氏により指摘されている。⁽⁵⁶⁾ 話を好島荘に戻すと、翌嘉暦四年、預所は東目村分の年貢七十貫が文保二年（一一三一）以来未進であると幕府に訴え、年貢についても使者入部による催促が認められた。⁽⁵⁷⁾ 預所伊賀氏は、飯野八幡宮造営役を契機に、飯野政所による直接の支配が及ばない地頭別納地に踏み込むことに成功していたのである。

好島荘では、鎌倉初期に多くの免田（「本免」「新免」）を組み込んで荘域が画定されたが、その後も預所や地頭による荒野開発・再開発により荘域構成は複雑化していた。そうした条件下にあって、預所伊賀氏は飯野八幡宮との関係を梃子に領域支配を展開していた。旧稿では、複合的荘域で構成された領域型荘園では、荘園領主が一国平均役を賦課・徴収することを契機として⁽⁵⁸⁾ 荘域全体の収納業務を荘園領主のもとに一元化したことを指摘した。好島荘においては、幕府の指示で賦課された飯野八幡宮造営役が同様の役割を果たし、預所による領域支配が展開する一つの要因となったと見られるのである。

但し、預所から幕府政所に「関東御年貢」を輸送する際、年貢を運上する人夫の沙汰が地頭に指示されていたことから明らかなように、⁽⁵⁹⁾ 地頭の協力なくしては預所による荘務運営が実現しなかった点には注意しておく必要がある。次章では、好島荘の預所・地頭の関係を跡づける中で、関東御領における両者の関係を理解する一事例を提示することを試みたい。

第三章 関東御領好島荘の預所・地頭

鎌倉後期の関東御領について、安達泰盛による「弘安德政」と評価される弘安七年（一一八四）五月二十日「新御式目」には、「一 御領御年貢 毎年被_レ遂_二結解_一、可_レ被_レ全_二御得分_一事」（追加法五〇八条）、「一 御年貢、定_二日限_一可_レ徴納_一、若過_二期日_一者、可_レ被_レ召_二所領_一事」（追加法五一六条）と年貢納入に関する規定がある。これを具体化したのが、以下に引用した追加法五四五条である。

一、所領年貢事

遠国者、翌年七月以前令_二究済_一、可_レ遂_二結解_一、近国者、同三月中可_レ遂_二結解_一、縦雖_レ無_二未進_一、期日以前、不_レ遂_二其節_一者、別納之地者、可_レ落_二政所例郷_一、於_二例郷_一者、可_レ令_二改_二易所帯_一也、

関東御領の年貢結解について、遠国は翌年七月以前、近国は三月中に行うよう指示し、遅滞した場合、「別納之地」は政所が管轄する「例郷」とすること、「例郷」は所帯を改易することと定めている。この規定に基づき、入間田宣夫氏は関東御領の内部構造（北条氏領の構造も同様）が「政所直領・政所例郷・別納之地」で構成されると論じた。⁽⁶⁰⁾ 好島荘の場合も、「政所直領」＝飯野八幡宮領・預所名、「例郷」＝地頭職設置

所領、「別納之地」⁶¹ 免田・地頭別名など、と同様の内部構造をとつたと理解して相違なからう。

好島荘における預所・地頭の関係について、永原慶二氏以来の通説では、預所が地頭職を兼帯する地があり(宝治二年六月日「伊賀光宗讓状」の記載から今新田・小谷佐古・仏崎など)⁶²、預所が排他的な支配地を創出していたと理解されてきた。⁶³ だが、近年の鎌倉佐保氏の研究により、預所による地頭職兼帯は認められないことが指摘され、預所職・地頭職は一定の秩序をもって併存したことが明らかにされた。⁶⁴ 好島荘においても、預所職・地頭職による重層的な領有体系が構築されており、それは右の幕府追加法の規定に則したあり方であった。

追加法五四五条では、「例郷」で年貢の結解が遅れた場合、地頭の所帯を改易するよう厳しく指示している。では、好島荘預所は実際にそのような措置をとることができたのであろうか。参考になるのが、弘安徳政以降に好島西荘にて用水源の確保をめぐって預所・地頭間で発生した「山相論」(好島山)である。⁶⁵ 正応三年(一二九〇)、預所伊賀頼泰は山の領有について地頭好島盛隆と対立し幕府に訴えた。⁶⁶ 幕府は預所の主張を認めて山の引き渡しを指示するが、地頭は下知に従わず、その後も史料が残る限りでも正和五年(一一三六)⁶⁷・元亨四年(正中元年・一二三四)⁶⁸・正慶元年(一一三三二)⁶⁹に山を領有する地頭好島氏や地頭鼻関氏との相論が続いている。幕府から両使の内部指示が下つても、鎌倉期を通じて地頭が領有した山の打渡は実現しなかった。その要因については、勿論、鎌倉後期という時代背景も考慮する必要はあるだろうが、本稿でより重視したいのは、地頭らが担った在地における社会的機能に預所が依拠していた側面があった点である。⁷⁰ つまり、在来領主である地頭の協力や理解なくしては、預所は現作田の耕作や荒野・荒廃田の開発、勸農などを実現できず、無理に山の引き渡しを求めても荘務に支障を来すと

いう現実があったと見られるのである。

こうした状況は他の関東御領でも同様だったのではないだろうか。関東御領肥後国永吉荘は、治承・寿永内乱を経て、王家領球磨御領が蓮華王院領人吉荘・公領・永吉荘に再編され成立した所領である。⁷¹ 但し、この再編は地域・下地を切り分けるものではなく、永吉荘坪付は球磨川流域に散在していたとする近年の工藤敬一氏の指摘に従い、以下の議論を進める。⁷² 永吉荘は、預所職が大江広元に与えられた一方、地頭職は開発領主平河氏に安堵されており、石井進氏の分類に従えば(「b型」)関東御領であった。永吉荘について、寛雅博氏は、当初「地頭・預所各別知行」と預所・地頭による重層的な領有体系をとつたが、⁷⁴ 預所が地頭の勢力を克服・吸収して幕府の支配が完遂したと論じた。⁷⁵ 永吉荘地頭の存在形態について興味深いのは、寛氏も検討した次の史料である。

前大□(花押)

下 球磨御領内永吉名住人

可下早以^(平河)良 四郎師忠^(平河)致^(平河)沙汰^(平河)上^(平河)参箇村事

目良生 永池 □

右、参箇村者、師忠為「別納」、御年貢以下所当御得分恒例臨時課役無「懈怠」可「沙汰」進京庫、於「須知加惠堺論田拾壹町」者、付「師忠方」了、此条雖「未」決「理非」、師忠依「有」貽憤、聊為「優」彼意、如此所「計沙汰」也、但若付「所当公事及所務」、自有「不当之時」者、雖「翌日」可「改」補他人「也者」、宜「令」致「勤厚忠節」之状如「件」、

建永二年三月十四日

寛氏は、袖部分から文書の発給者を預所大江広元と判断し、建永二年(一二〇七)に預所が地頭平河(良峯)師忠に目良生・永池など三箇村の「御年貢以下所当御得分恒例臨時課役」を「京庫」に「別納」するよう命じた書状と位置づけている。

今注目したいのは、年貢以下が納められることになっていた「京庫」についてである。寛氏は「京庫」を京都の幕府御蔵と理解したが、先に触れた工藤氏の指摘を踏まえれば別の解釈の可能性が出てくる。すなわち、球磨郡内の下地が十分に整理されていない状況にあつて、平河氏が球磨御領の流れを汲む蓮華王院領人吉荘分の「御年貢」などを本所蓮華王院の「京庫」に弁済したという解釈である。当荘について、少なくとも鎌倉期前半、領家側は人吉荘と表記せずに「球磨庄」「球磨御庄」などと呼称していた点、小川弘和氏が指摘したように平河氏が球磨御領成立時に現地で受け皿となった点も、右の解釈の妥当性を裏づけるように思う。⁽⁷⁹⁾また、弘安八年（一二八五）の岩門合戦で永吉荘預所武藤景資が滅びると、平河氏も地頭職を失うが、良峯姓平河氏一族の球磨郡における活動は以後も人吉荘南方預所（良峯師種）などとして確認ができる。⁽⁸⁰⁾永吉荘・人吉荘東郷の上球磨・中球磨地域における散在性を踏まえれば、引用史料の指示内容は、平安後期に球磨御領が成立して以来、平河氏が担ってきた役割の継続を指示したものと理解するのが妥当ではないか。平河氏は、平安後期の球磨御領成立以来の実績を持ち、球磨郡での収納業務を遂行する上で有用な人材であった。寛氏が指摘した通り、鎌倉中々後期にかけての預所による地頭職の押領は事実であるが、弘安六年に幕府が永吉荘地頭職・名主職を一度は平河氏に返付せよとの裁許を下したのは、平河氏が球磨郡で果たしてきた機能が背景にあり、関東御領を支配するにはそれに依拠する必要があるからと見て相違なからう。近年、鎌倉幕府成立以前に遡る在来領主のネットワークの継続性が指摘されているが（肥前国長嶋荘・彼杵荘、肥後国人吉荘など）、⁽⁸³⁾関東御領においても、そうした地域秩序との関係構築が領域支配の実現を規定していたと見られるのである。

以上、本章で扱いた事例は好島荘ほか限られたものとどまるが、

関東御領（b型）の地頭は、開発領主もしくは御領化以前からの荘務の担い手であった場合、預所との対立を孕むことはあつても、荘務を機能させるために必要な人材であった点を確認した。預所による地頭に対する圧迫が領域支配の展開に必ずしも作用したわけではなかったことを強調しておきたい。

おわりに

最後に、ここまで検討してきた論点を整理しておきたい。

①好島西荘では、石清水社に弁済する本所年貢、幕府に弁済する「関東御年貢」は、預所伊賀氏のもとに一元化された収納物から石清水社・幕府に弁済された。

②好島荘では、鎌倉初期に多くの免田を組み込んで荘域が画定され、またその後も開発・再開発が進められたことで荘域構成は複雑化していた。そうした中で預所伊賀氏は、預所開発地を飯野八幡宮領とする、飯野八幡宮造営役を荘域全体に賦課するなど、飯野八幡宮を梃子に領域支配を展開し、収納業務を一元化していた。

③但し、預所による領域支配は、通説が論じた地頭職を兼帯して排他的な支配を進めるといった性格のものではなく、鎌倉佐保氏が指摘した通り、預所・地頭の重層的支配のもとに実現していた。「山相論」の経過からも明らかのように、預所の支配は地頭ら⁽⁸⁴⁾在来領主が担ってきた在地における社会的機能に依拠したものであった。

これらの論点は、好島荘についての重厚な研究史に屋上屋を架したものにすぎないが、これを関東御領における預所支配の一事例として捉えることで、以上の検討結果を位置づけておきたい。

好島荘のように、預所Ⅱ幕府有力御家人、地頭Ⅱ在地の御家人（預所・地頭別補）の関東御領では、預所が地頭の勢力を克服・吸収すること
で御領支配が完遂したとの寛雅博氏の指摘がある。勿論、この指摘が該
当する荘園も存在するだろうが、本稿で論じたように、在地で培われて
きた地頭の社会的機能に依拠することで預所による領域支配が実現した
関東御領も少なからず存在したように思う。

預所伊賀氏のように関東御領の預所職に補任された東国有力御家人に
ついて、かつて入間田宣夫氏は都市鎌倉に居住する「都市領主」たるイ
メージを提示した。⁽⁸⁴⁾さらに近年、秋山哲雄氏により都市鎌倉における御
家人の居住形態が具体化され、御家人たちが鎌倉に常駐せず、一族で在
京・在国・在鎌倉などの分業体制をとっていたことが指摘されている。⁽⁸⁵⁾
伊賀氏の場合、最初に預所職を得た光宗は政所執事（預所補任以前）、
頼泰は六波羅評定衆など、⁽⁸⁷⁾鎌倉や京都での活動が確認できる一方、陸奥
国に赴いたのは建武元年（一三三四）の盛光まで下る。⁽⁸⁸⁾このような伊賀
氏の動向に鑑みても、有力御家人が預所職に補任された関東御領では、
現地を知悉する在来領主の協力や理解なくしては領域支配が成立しない
ケースは多かつたのではないか。清水亮氏は、地頭による開発を検討し、
地頭が所務機能を担うことを根拠に荘園制の維持装置としての存在意義
を支配者層・地域住民双方に認知させたことを論じている。⁽⁸⁹⁾関東御領に
ついて、在来領主である地頭を排除することで預所による領域支配が
確立する場合だけでなく、好島荘のように所務を担う地頭を組み込むこ
とで領域支配が展開したケースも存在したことを指摘しておきたい。

- (1) (年月日未詳)「飯野八幡宮縁起注進状」(飯野家文書一七四、『鎌倉遺文』補一三八四号)。
- (2) 『いわき市史 第一巻 原始・古代・中世』(いわき市史編さん委員会、一九八六年)「第一章 鎌倉幕府といわき地方」。
- (3) 大石直正『飯野文書』の伝来と伊賀盛光(『いわき市史付録』五、一九七六年)。
- (4) 飯野家文書については、『福島県史』『いわき市史』に収録されているが、本稿では便宜上、基本的に『史料纂集「古文書編」飯野八幡宮文書』(統群書類従完成会、一九八三年)に依拠して文書番号などの情報を示し、『史料纂集』本に収録されていない文書や翻刻に修正が必要な文書については『定本飯野家文書中世編・CD-ROM 版』(飯野文庫、二〇〇二年)を用いた。
- (5) 永原慶二「領主制支配における二つの道」(『永原慶二著作選集第三巻』吉川弘文館、二〇〇七年「初出一九七三年」)。
- (6) 山崎勇「鎌倉時代の東国における公田」(『慶應義塾志木高等学校研究紀要』四、一九七三年)、松井茂「鎌倉時代の陸奥国好島庄」(『歴史』四八、一九七六年)。
- (7) 鎌倉佐保「鎌倉期における荘園制支配の実態と秩序」(『日本中世荘園制成立史論』塙書房、二〇〇九年「初出二〇〇三年」)。
- (8) 佐々木慶市「関東御領陸奥国好島庄」(『中世東北の武士団』名著出版、一九八九年「初出一九七〇年」)、前掲註(6)松井「鎌倉時代の陸奥国好島庄」、大石直正「治承・寿永内乱期南奥の政治的情勢」(『奥州藤原氏の時代』吉川弘文館、二〇〇一年「初出一九八〇年」)。なお、大石氏は文治二年に岩城郡の「片寄」があり好島荘が成立したと推測するが、この点についての私見は後述する。
- (9) 山崎勇「好島荘」(『講座日本荘園史五 東北・関東・東海地方の荘

- 園』吉川弘文館、一九九〇年）二二頁。
- (10) 鍛代敏雄「石清水八幡宮領陸奥国岩城郡好嶋庄」（『東北福祉大学芹沢銚介美術工芸館年報』一一、二〇二〇年）。
- (11) 工藤敬一「荘園制の展開」（『荘園制社会の基本構造』校倉書房、二〇〇二年「初出一九七五年」）など。
- (12) 石井進「関東御領研究ノート」（『関東御領覚え書』（石井進著作集第四巻 鎌倉幕府と北条氏）岩波書店、二〇〇四年「初出一九八一年・一九八三年」）。
- (13) 寛雅博「関東御領考」（『史学雑誌』九三―四、一九八四年）。
- (14) 寛雅博「続・関東御領考」（石井進編『中世の人と政治』吉川弘文館、一九八八年）。
- (15) 好島荘では、荘域の画定後も開発・再開発が進み、預所支配地や地頭別名が形成された。この点については、二章以降で言及する。
- (16) 元久元年九月十日「好島荘田地目録注進状案」（飯野家文書一七五、『鎌倉遺文』一四八〇号）。
- (17) 前掲註(6)松井「鎌倉時代の陸奥国好島庄」三七頁。
- (18) 正和四年二月十五日「好島荘浦田検注目録注進状案」（飯野家文書一七六）、「好島荘好島田検注目録注進状案」（飯野家文書一七七）。以上は、前掲註(8)佐々木「関東御領陸奥国好島庄」一四〇―二〇頁参照。
- (19) 前掲註(8)大石「治承・寿永内乱期南奥の政治的情勢」は、文治二年、同じく関東御領の肥後国球磨郡永吉荘と同様、好島荘でも「片寄」が行われたとする。但し近年、工藤敬一「『片寄』再考」（同編『中世熊本の地域権力と社会』高志書院、二〇一五年）において、球磨郡（関東御領永吉荘）のような帳簿上での区分けと、健軍社・甲佐社領における地域・下地を切り分ける区分け（『片寄』）とは別のものとして議論する必要があるとの見解を示している。私見では、好島荘の場合
- 合は、この前者にあたるものと考え。
- (20) （嘉暦四年二月八日）「伊賀盛光代正法申状」（飯野家文書一一八）。
- (21) 弘安七年九月二十七日「前石清水社検校壇妙清御教書」（播磨松原八幡神社文書、『鎌倉遺文』一五三〇八号）。
- (22) 前掲註(10)鍛代「石清水八幡宮領陸奥国岩城郡好嶋庄」五六―五七頁。
- (23) 時期は下るが、貞和四年八月六日「左兵衛尉某・沙弥某連署奉書」（『飯野家文書』五八）に「陸奥国好嶋庄帖絹事、（中略）為『預所沙汰』、任『先例』可被『弁』進京都」と伊賀盛光が指示されていることも参考になるだろう。
- (24) 嘉暦二年十二月二十三日「善法寺通清年貢請取状」（飯野家文書二〇、『鎌倉遺文』三〇一〇八号）、嘉暦三年九月二十日「善法寺通清年貢請取状」（飯野家文書二一、『鎌倉遺文』三〇三九五号）。
- (25) 伊藤清郎「石清水八幡宮」（『中世日本の国家と神社』高志書院、二〇〇〇年「初出一九七六年」）二六七―二六八頁では、渡領としての社務領は鎌倉期には存在したが実態は不明とする。好島荘は、そうした社務領の一事例として提示できると思われる。
- (26) 宝治元年十二月二十六日「関東御教書」（飯野家文書一、『鎌倉遺文』六九二五号）。
- (27) 前掲註(8)佐々木「関東御領陸奥国好島庄」、清水亮「関東御公事の制度的成立と承久の乱」（『年報三田中世史研究』三、一九九六年）。
- (28) 文永六年十二月十二日「関東下知状案」（定本飯野家文書二一六。飯野家文書一九九の前欠部が案文として残る）。
- (29) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一巻 鎌倉幕府法』（岩波書店、初刊一九五五年。第一七刷、二〇〇五年）。以下、鎌倉幕府追加法は本書から引用し、その番号のみを付す。
- (30) 中野栄夫「鎌倉時代における『公田』について」（『法政大学文学部

- 紀要』二七、一九八一年)。
- (31) 井原今朝男「公家新制の公田興行令と得宗領の公田開発」(『中世日本の信用経済と徳政令』吉川弘文館、二〇一五年「初出二〇〇二年」)では、関東御領や得宗領ほか北条氏関係所領の政所を「御領政所」と呼称し、検討を加えている。
- (32) 徳治二年六月十三日「岩城隆衡和与状」(飯野家文書一一、『鎌倉遺文』二二九八三号)。
- (33) 嘉暦三年七月二十一日「関東御教書」(飯野家文書二三、『鎌倉遺文』三〇三一七号)、同「伊賀盛光代正法重申状」(定本飯野家文書一八八)、(嘉暦四年三月十三日)「伊賀盛光代性法重申状」(飯野家文書一二六)。
- (34) 文永六年十二月十二日「関東下知状案」(定本飯野家文書二二六)。
- (35) 清水亮「鎌倉期地頭領主の成立と荘園制」(『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』校倉書房、二〇〇七年「初出二〇〇六年」)一〇七頁。
- (36) 「打引」について、前掲註(2)『いわき市史 第一巻』では預所・地頭の和与により、互いの下地に関与しないことと解釈されるが(四四〇頁)、好島荘浦田では「荒野打引」が預所名久枝となっていることから判断して(『飯野家文書』一七六)、前掲註(9)山崎「好嶋荘」二九〇頁・前掲註(7)鎌倉「鎌倉期における荘園制支配の実態と秩序」二六九〜七〇頁で指摘された通り、再開発を意味すると解釈しておきたい。
- (37) 前掲註(7)鎌倉「鎌倉期における荘園制支配の実態と秩序」二七一頁。
- (38) 正和四年二月十五日「好島荘好島田検注目録注進状案」(飯野家文書一七七)。
- (39) 正和四年二月十五日「好島荘浦田検注目録注進状案」(飯野家文書一七六)。
- (40) 徳治二年六月十三日「岩城隆衡和与状」(飯野家文書一一、『鎌倉遺文』二二九八三号)。前掲註(8)佐々木「関東御領陸奥国好島庄」二八頁。
- (41) 貞治三年十二月二十六日「斯波直持施行状」(飯野家文書八八)。
- (42) 応安三年八月十日「伊賀光政和与状案」(飯野家文書九六)。
- (43) 松井茂「南北朝内乱期・室町期の好嶋荘」(福島県教育委員会編『福島県立博物館調査報告第四集 陸奥国好嶋庄調査報告』、一九八三年)八頁。
- (44) 観応三年七月二十日「駿河権守・沙弥連署施行状」(飯野家文書七三)、文和元年十二月十五日「吉良貞家施行状」(飯野家文書七五)など。
- (45) 文永六年十二月九日「飯野八幡宮鳥居造立配分状」(飯野家文書六、『鎌倉遺文』一〇五四三号)には、関東御教書の造営指示を受けて造営役が荘内に配分されたことが記されている。
- (46) 建長五年七月十日「好島荘政所差文案」(飯野家文書三、『鎌倉遺文』補一五三七号)。
- (47) 永仁五年八月八日「飯野八幡宮鳥居作料等配分状案」(飯野家文書一、『鎌倉遺文』一九四二七号)。
- (48) 文永十一年八月六日「飯野八幡宮鳥居作料等配分状案」(飯野家文書七、『鎌倉遺文』一一七〇三号)。前掲註(2)『いわき市史 第一巻』四四〇頁。
- (49) (嘉暦三年八月)「伊賀盛光代正法申状」(飯野家文書一二七)。
- (50) 嘉暦三年八月八日「関東御教書」(飯野家文書二四、『鎌倉遺文』三〇三三四号)。なお、『定本飯野家文書中世編』では「鎌倉幕府引付頭人奉書案」とする。
- (51) 外岡慎一郎「鎌倉幕府と使節遵行」(『武家権力と使節遵行』同成社、二〇一五年)九八頁では、「小山出羽入道」を小山宗朝と比定してい

- る。
- (52) 前掲註(7)鎌倉「鎌倉期における荘園制支配の実態と秩序」二四八頁は、伊賀氏の飯野八幡宮における立場について、鎌倉末期とそれ以前とは区別して捉える必要があるとする。
- (53) 建武元年九月七日「飯野八幡宮造営注文」(飯野家文書三二六)。
- (54) 元亨元年十二月七日「関東下知状」(飯野家文書一七、『鎌倉遺文』二七九一二号)。
- (55) 徳治二年六月十三日「岩城隆衡和与状」(飯野家文書一一、『鎌倉遺文』二二九八三号)。
- (56) 入間田宣夫「北条氏と摂津国多田院・多田庄」(『日本歴史』三二五、一九七五年)八〇九頁。
- (57) (嘉暦四年三月十三日)「伊賀盛光代性法申状」(飯野家文書一二六)。
- (58) 拙稿「鎌倉期の荘園制と複合的荘域」(『日本史研究』七〇三、二〇二一年)。
- (59) 弘安元年十月十八日「関東御教書」(飯野家文書八、『鎌倉遺文』三二〇六号)。
- (60) 網野善彦『蒙古襲来』(『網野善彦著作集第五卷 蒙古襲来』岩波書店、二〇〇八年「初出一九七四年」)、村井章介『北条時宗と蒙古襲来』(日本放送出版協会、二〇〇一年)二二二〜二二三頁。
- (61) 前掲註(56)入間田「北条氏と摂津国多田院・多田庄」、「鎌倉時代の国家権力」(峰岸純夫編『体系日本国家史二中世』東京大学出版会、一九七五年)。
- (62) 宝治二年六月日「伊賀光宗置文」(飯野家文書二、『鎌倉遺文』六九八六号)。
- (63) 前掲註(5)永原「領主制支配における二つの道」。
- (64) 前掲註(7)鎌倉「鎌倉期における荘園制支配の実態と秩序」二四九〜五〇頁。
- (65) 前掲註(6)山崎「鎌倉時代の東国における公田」。
- (66) 正応三年九月十二日「関東下知状」(飯野家文書九、『鎌倉遺文』七四四七号)。
- (67) 正和五年九月四日「沙弥某召文」(飯野家文書一三、『鎌倉遺文』五九二九号)。
- (68) 元亨四年十二月七日「関東下知状」(飯野家文書一六、『鎌倉遺文』二八九〇三号)、正中元年十二月二十三日「関東下知状」(飯野家文書一八、『鎌倉遺文』二八九三四号)。
- (69) (正慶元年)「伊賀盛光代祐田申状」(飯野家文書一二三)、正慶元年八月十八日「中務大輔施行状」(飯野家文書三一)。
- (70) この点、川合康「治承・寿永の内乱と地域社会」(『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年「初出一九九九年」)三三六頁が指摘した「案内者」の存在を参考にした。
- (71) 工藤敬一「九州における王家領荘園の存在形態」(渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九州中世社会の研究』第一法規出版株式会社、一九八一年)。
- (72) 前掲註(19)工藤「『片寄』再考」。
- (73) 弘安六年七月三日「関東下知状案」(肥後平河文書、『鎌倉遺文』四八九八号)。
- (74) 前掲註(13)寛「関東御領考」。
- (75) 建永二年三月十四日「預所大江広元下文」(肥後永池文書、『鎌倉遺文』一六七三号)。文書名は前掲註(13)寛「関東御領考」一〇〜一一頁の考察に従った。
- (76) この点、寛雅博「武家政権と荘園制」(『講座日本荘園史二』吉川弘文館、一九九一年)一四一頁も参照。

- (77) 工藤敬一「鎌倉時代の肥後国人吉荘」(『荘園公領制の成立と内乱』思文閣出版、一九九二年「初出一九八〇・八一年」) 五五頁。
- (78) 小川弘和「中世球磨郡の在来領主と相良氏」(熊本学園大学論集『総合科学』二二二―一・二、二〇一八年)。
- (79) 川添昭二「岩門合戦再論―鎮西における得宗支配の強化と武藤氏―」(『九州中世史の研究』吉川弘文館、一九八三年)。
- (80) 徳治二年三月日「人吉荘南方松延名実検目録」(肥後相良家文書、『鎌倉遺文』二二九―一三三) 池田公一「鎌倉幕府権力の浸透と九州球磨地方の対応」(『東洋大学大学院紀要』一五、一九七八年)。
- (81) 工藤敬一「肥後球磨の荘園公領制と人吉荘」(『荘園公領制の成立と内乱』思文閣出版、一九九二年「初出一九八八年」)、村上豊喜「人吉荘」(『講座日本荘園史一〇 四国・九州地方の荘園』(吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (82) 弘安六年七月三日「関東下知状案」(肥後平河文書、『鎌倉遺文』一四八―九八号)。
- (83) 高橋典幸「肥前の武士と鎌倉幕府」(高橋慎一朗編『列島の鎌倉時代』高志書院、二〇一一年)、清水亮「東国地頭支配の受容と排除」(田中大喜編『中世武家領主の世界』勉誠出版、二〇二一年)。
- (84) 入間田宣夫「守護・地頭と領主制」(『講座日本歴史三 中世一』東京大学出版会、一九八四年)。
- (85) 秋山哲雄「都市鎌倉の東国御家人」(『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館、二〇〇六年「初出二〇〇五年」)。
- (86) 『吾妻鏡』承久元年九月六日条。
- (87) 『建治三年記』建治三年十二月十九日条。森幸夫「六波羅評定衆考」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、二〇〇五年「初出一九九一年」)。
- (88) 建武元年十二月日「伊賀光俊軍忠状」(飯野家文書二二八)。
- (89) 前掲註(35) 清水「鎌倉期地頭領主の成立と荘園制」。
- 〔付記〕 本稿はJSPS科研費17K13540の助成による成果を含んでいる。